

●要介護度別の身体状態の目安

要介護度		身体の状態(例)	
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護	1		
	2	軽度の介護を必要とする状態	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	3	中等度の介護を必要とする状態	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	4	重度の介護を必要とする状態	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5	最重度の介護を必要とする状態	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。



認知症サポートSOMPO笑顔倶楽部のご案内

介護一時金支払特約がセットされた新・団体医療保険の加入者さまおよび被保険者さま、
そのご家族の方限定でご利用いただける、「SOMPO笑顔倶楽部」をご案内します。

「SOMPO笑顔倶楽部」は、介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービスです。

- ・MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。
- ・保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

サービスナビゲーター

お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておすすめのサービスを提示します。

- (注1)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
(注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
(注3)本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
(注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

認知機能低下の予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。
※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

介護に関するサービスの紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。
※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約、介護一時金支払特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：全国税理士共栄会
■保険期間：2025年3月1日午後4時から1年間となります。
■申込締切日：2025年2月3日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：全国税理士共栄会の正会員および準会員
●被保険者：全国税理士共栄会の正会員および準会員
ただし、弁護士費用補償のあるF-Gプランに加入される場合は未成年者を除きます。
・正会員：税理士会会員
・準会員：①正会員の親族 ②正会員の事務所従業員およびその同居の親族 ③正会員の関与する法人、事業主 ④正会員の関与先の役員、従業員およびその同居の親族 ※準会員は正会員の承認が必要です。
新規加入は満69歳まで、継続加入は満79歳まで。介護一時金支払特約の継続加入は満84歳まで
業員およびその同居の親族 ※準会員は正会員の承認が必要です。
新規加入は満69歳まで、継続加入は満79歳まで。介護一時金支払特約の継続加入は満84歳まで
- お支払方法：①口座振替・月払方式のみとなります。(1・2回払) ②本制度の保険料収納業務の委託会社は東税協共栄会とします。
③預金口座振替依頼書が所定の締切日までに幹事代理店経由で東税協共栄会に提出された場合には、1回目の保険料は4月22日、2回目以降毎月22日に口座振替されます。(ただし、22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日) ④ゆうちょ銀行からの口座振替はご利用できません。
- お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の全税共取扱代理店までご送付ください。
- | ご加入対象者 | | お手続方法 |
|----------|----------------------------------|--|
| 既加入者の皆さま | 新規加入の皆さま | 加入依頼書兼告知書および口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。 |
| | 前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合 | 書類の提出は不要です。 |
| | ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 | ご加入窓口の日税サービスまでご連絡ください。 |
| | 継続加入を行わない場合 | ご加入窓口の日税サービスまでご連絡ください。 |
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から2026年3月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、保険期間開始日の翌月22日から毎月口座振替されます。(ただし、22日が金融機関の休業日である場合は翌営業日)
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の全税共取扱代理店までご連絡ください。毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)からの脱退となります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院 保険金		保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき120日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義、主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義、主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
		疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数	
		以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術 ^(※3) 以外)＜入院中に受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍)	
		重大手術 ^(※3) 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	
疾病手術 保険金		(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。)、②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)、③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。)、⑤腎臓(せきぞう)腫瘍摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ人工臓器を除きます。))の全体的または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第110号)に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) (※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※3) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。 また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。))を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術 ^(※1) に該当するときは、同一手術期間 ^(※2) に受けた一連の手術 ^(※1) については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
		疾病手術保険金の額＝疾病手術保険金日額×手術回数のうち最も高い回数	
		疾病手術保険金の額＝疾病手術保険金日額×手術回数のうち最も高い回数	
		疾病手術保険金の額＝疾病手術保険金日額×手術回数のうち最も高い回数	
疾病退院後 通院保険金		保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。	
		疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数	

- (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【その他特約】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等 費用保険金 (*)		保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦妊娠、出産 ⑧ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑨自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
		保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当したこと。 ア.初めてがん(※)と診断確定されたこと。 イ.原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ.原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※) 初年度契約からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) すでに診断確定されたがんをいいます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。))もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など
三大疾病診断 保険金		保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合の特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
		介護一時金 (注)	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。
①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

【弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)	弁護士費用(*) 法律相談書類作成費用保険金 + 弁護士費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 1 被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。))に関するトラブルを含みません。 3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。 ただし、これにより身体障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。))。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など (※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかの場合については保険金をお支払いします。

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院 保険金		保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき120日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
		保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 手術(重大手術(※3)以外)＜入院中に受けた手術の場合＞傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×20(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) 傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	
		(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりします。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。)、②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)、③四肢切断術(手指・足指を除きます。)、④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりします。	
傷害手術 保険金		保険期間中に生じた事故によるケガで通院した場合、事故の発生日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。 傷害通院保険金の額＝傷害通院保険金日額×通院した日数 (注1) 通院しない場合で、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいいます。胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	
		傷害通院保険金	

【がん保険特約】

被保険者が保険期間中にがん(※)と診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん 診断保険金		保険期間中に初めてがん(※)と診断確定された場合、またはがん(※)と診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始した場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にかんが治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。))もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など
		がん入院保険金	
がん 手術保険金		保険期間中にがん(※)と診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外)＜入院中に受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×20(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりします。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。)、②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)、③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。)、④脊髄(せきすい)腫(悪性)摘出術、⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりします。 がん手術保険金は、手術を受けられることにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。))を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみの算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に、回のお支払いを限度とします。 (5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	
		がん外来治療 保険金	
がん 退院一時金		保険期間中にがん(※)と診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。 なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 がん外来治療保険金の額＝がん外来治療保険金日額×外来治療を受けた日数	
		がん退院一時金	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者ががん(※)と診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

【弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）】

保険金の種類

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

【個人賠償責任補償(個人賠償責任補償特約)】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償)	個人賠償責任(※)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準する物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準する物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが4mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に因って、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電機的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

(※) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

- 特定疾病等対象外特約について
・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

- で継続手続き時に再告知いたしたくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除することができます。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定する上で、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時（通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時）
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時	
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりです。	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。	
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
が ん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがん ^(※) と診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。	
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。	

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●幹事代理店(全国税理士共栄会指定代理店)

株式会社日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1
新宿エルタワー29F
TEL03-5323-2111 : FAX03-5323-2123
(受付時間:平日の午前9時から午後5時半まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL03-3349-5402 : FAX03-6388-0161
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●取扱代理店

株式会社日税サービス西日本

福岡市博多区博多駅南1丁目13番21号
電話092-474-2471

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sompo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。